

議 第 171 号

令和 3 年 6 月 7 日提出

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表に次のように加える。

81	熊本市防災基本条例 （仮称）検討委員会	熊本市防災基本条例（仮称）を策定するため、 必要な事項を審議する。
82	谷尾崎・池上地区地盤 沈下等に関する専門家 会議	谷尾崎・池上地区で発生した地盤沈下等につい て、発生原因及び対策に必要な技術的事項を審 議する。

別表5の表に次のように加える。

14	金峰山少年自然の家整 備運営審議会	金峰山少年自然の家の再建に係る実施方針、事 業の手法及び事業者の選考について審議する。
----	----------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市附属機関設置条例（平成１９年条例第２号）新旧対照表

改正後（案）			現行		
別表			別表		
1 市長の附属機関			1 市長の附属機関		
	附属機関名	設置目的		附属機関名	設置目的
1	【略】		1	【略】	
〃					
8 0					
8 1	熊本市防災基本条例（仮称）検討委員会	熊本市防災基本条例（仮称）を策定するため、必要な事項を審議する。	【新設】		
8 2	谷尾崎・池上地区地盤沈下等に関する専門家会議	谷尾崎・池上地区で発生した地盤沈下等について、発生原因及び対策に必要な技術的事項を審議する。	【新設】		
2～4 【略】			2～4 【略】		
5 教育委員会の附属機関			5 教育委員会の附属機関		
	附属機関名	設置目的		附属機関名	設置目的
1	【略】		1	【略】	
〃					
1 3					
1 4	金峰山少年自然の家整備運営審議会	金峰山少年自然の家の再建に係る実施方針、事業の手法及び事業者の選考について審議する。	【新設】		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金峰山少年自然の家整備運営審議会の設置について

青少年教育課

1 設置目的

熊本市立金峰山少年自然の家再建に向けて、熊本市附属機関設置条例に基づき、金峰山少年自然の家整備運営審議会を設置し、整備及び管理運営における実施方針等について審議するもの。

2 審議内容

- (1) 実施方針、要求水準書の策定に関すること。
- (2) 特定事業の選定に関すること。
- (3) 落札者決定基準（審査基準）に関すること。
- (4) 民間事業者の募集要項に関すること。
- (5) 民間事業者からの提案書等の審査及び優秀提案者の選定に関すること。等

3 委員構成

- (1) 学識経験者（大学教授等）
- (2) 公認会計士・税理士
- (3) 学校教育関係者（市立小学校長等）
- (4) 社会教育関係者（社会教育団体代表者等）
- (5) その他教育長が必要と認める者

4 委員数

7人以内

5 委員任期

委嘱日（令和3年7月予定）から業務終了日（令和4年末を予定）

6 今後のスケジュール（予定）

令和3年 7月	金峰山少年自然の家整備運営審議会を設置（年3回開催予定） 金峰山少年自然の家再建支援業務委託（アドバイザー業務委託）
令和3年10月	金峰山少年自然の家整備運営実施方針（案）等の政策会議 金峰山少年自然の家整備運営実施方針（案）、要求水準書（案）の公表
令和3年12月	金峰山少年自然の家整備運営実施方針等の決定
令和4年 1月	事業者の入札公告（募集公告）
令和4年10月	事業者の決定
令和4年12月	事業者との契約締結
令和5年 1月～	設計・解体・建設
令和7年度	供用開始